

IPネットワーク管理・人材研究会（第6回） 議事要旨（案）

1 日 時 平成20年11月5日（水）10時00分～11時10分

2 場 所 総務省10階1001会議室

3 出席者

(1) 構成員（五十音順、敬称略）

飯塚 久夫、岩本 房幸、大島 正司、大野 聡、加藤 聰彦、加藤 義文、後藤 滋樹、
酒井 善則、坂田 紳一郎（代理 能登 雅夫）、嶋谷 吉治、資宗 克行、高畠 宏一、
佃 英幸（代理 東條 秀則）、土森 紀之、得井 慶昌、
徳広 清志（代理 高田 逸男）、西尾 裕一郎（代理 福原 近）、
服部 隆夫（代理 土居 義明）、本郷 公敏（代理 菅波 一成）、
宮川 一巳（代理 中川 毅彦）、宮川 潤一（代理 松田 圭市）、三膳 孝通、
山口 舜三（代理 有野 俊夫）、横井 正紀、吉村 辰久（代理 五十嵐 克彦）、
渡邊 武経（代理 菅沼 真）

(2) 総務省

桜井 総合通信基盤局長、武内 電気通信事業部長、
田原 電気通信技術システム課長、片桐 電気通信技術システム課企画官、
山下 電気通信技術システム課課長補佐、下村 電気通信技術システム課審査係長

4 議 題

(1) ワーキンググループ検討状況報告について

(2) その他

5 議事要旨

- 第5回議事要旨（案）（資料6-1）について承認された。
- WG加藤主査及び事務局より、「WGにおける検討課題の整理の方向性」（資料6-2）に基づきワーキンググループでの検討状況について報告。質疑応答における主な内容は以下のとおり。
 - (1 スキル標準の策定について)
 - ・日本データ通信協会では、工事担任者資格においてスキルアップのガイドライン委員会を設立し、開催している実績がある。電気通信主任技術者のスキル標準についても、そういう場を設置することの合意が得られれば、事務局を引き受けてもいいと考えており、継続的に議論していく場を作ってはどうかと考えている。
 - 具体的に実施することになった場合にはお願いすることになるかと思う。大変心強い意見ありがたい。
 - ・資料6-3のスキル標準の素案は、最初の叩き台の段階のもので、WGでも幾つか本素

案についてコメントが寄せられている。例えばIP関係の技術が少し抽象的過ぎるといった指摘や、工事に関する主要技術項目が不足しているといった指摘があった。また、この後に議論する「国家試験の試験科目等の見直し」に関係するが、素案は現状の試験科目の構成に合わせて作成しているため、試験科目の構成が変わるとこの素案も変わってくる。もう少し時間があるのでWGで検討していきたいと考えている。

→子細に見るとまだ改善すべき点があるかもしれない。委員の方で気づいた点があれば、引き続き意見をいただきたい。

→具体的に中身を詰めるには、それぞれの技術分野の専門家を集めないといけない。スキル標準の検討を今のWGで検討すると時間が足りない。別立ての体制や仕組みをどうするのかについて意見をいただいた方がよい。

(2-1 国家試験の試験科目等の見直しについて)

→特に意見なし

(2-2 資格名称の見直しについて)

→特に意見なし

(3-1 養成課程の見直しについて)

・実績のある立場として南大阪高等職業技術専門校としてはどうか。

→現在、養成課程機関が1校しかないため情報交流ができない。この検討を期に養成課程機関が増えるといい。

(3-2 サービスの多様化に対応した資格について)

・関係の委員が出席されていないが、既に意見を聴き、WGでも議論されてきたところである。結果としては、試験の免除期間の見直し等いろいろと工夫をすることはあるかもしれないが、制度を大きく変えるということはしない方が良いのではないかということになっている。

・試験の免除期間を延長することになるとその分のデータベースの保持が試験機関では大変になるのか。

→データの維持・管理は大変になるが、受験者の利益になり、受験者増にもつながるのではないか。

→その辺のところは、いろいろとトレードオフがあり、他もそのようになっているのであろうと思われる。

(3-3 インセンティブの高揚策について)

→特に意見なし

(4-1 電気通信主任技術者の選任基準の見直し(選任基準への地理的要件の追加等))

→特に意見なし

(4-1 電気通信主任技術者の選任基準の見直し(実務経験の考慮))

・資料ではいろいろな案の長所・短所を整理されているが、理念的な観点から2つ申し上げたい。1つは、昨今のIP電話の事故に象徴されるように、実務経験が改めて着目されその重要性が言われているが、とりわけそれを明確に担保するには資料の⑤の案にあるように、実務経験を考慮した新資格を創設するなど、本気でやる気があるというところ

ろを示して欲しい。それがひいては利用者に対してIP時代になっても、電気通信事業者がしっかりと取り組んでいるという姿勢を示すことにも繋がるのではないか。もう1つは、今回の検討は主として電気通信主任技術者の議論となっているが、IP人材の育成という広い観点でみると、若者のICT離れが言われているが、若者にはICTの価値を理解し意気込みを持ってチャレンジして欲しいと考えている。資格は単なる一要素にしか過ぎないが、資格の価値や着目度を高めるためには、心機一転改めて衣替えを行い、世の中にアピールをしなければいけない。時間的な関係があっても難しいかもしれないが、方向的には⑤の新資格の創設のような腰をすえた取組を行ってほしい。

→今まで実務経験が重要という認識で進んできた。どういう制度にするかを検討しているところであり、今発言いただいたことは考慮したい。また、この研究会は広くIPネットワークの管理や人材を議論する場と考えており、大きな課題として指摘いただいたことを認識していきたい。

・実務経験をどこまで認めるのか。例えばインターネットを運用している大学のセンターのようなところの経験も実務経験に入るのかといったことも検討する必要がある。また、制度の面では、実務経験を持った者が新資格の試験を受けられるのか、それとも試験に受かった者が実務経験を積み資格が得られるのかでインセンティブが違ってくる。資格を持った者しか受けられないとなると間口が非常に狭くなるが、試験を受かった者が実務経験を積み新しい資格が得られるということにすると大変間口が広がる。そのあたりの順序を考える必要があるのではないか。

・この資料では従来の電気通信主任技術者には必ずしも実務経験がなくてもよく、重要なところに配置される電気通信主任技術者には十分な実務経験がいるという理解でよいのか。

→そのとおり。新資格を設ける場合、従来の電気通信主任技術者に何らかの方法で実務経験の能力を評価し、より上位の資格を設けるという方向で検討している。

・実際にどういう場で経験を積むのが本当の実務経験となるのかといったことについて幅広い検討が必要になるのではないか。実際の運用では非常に優秀な方がいて、その方のお陰で上手く運用できているのだと思う。そういう方が他の項目にあるインセンティブを含めて上手く回っていくように考えていかなければいけない。

(4-2 継続的なスキルアップについて)

→特に意見なし

(4-3 アウトソーシングを考慮した管理体制(製造業者等との連携))

→特に意見なし

(5 端末設備のセキュリティ対策)

・当社では、特に無線LANについては利用者からの申込みを受けて機器を郵送しており、ユーザ自らが基本的には設置を行う。利用者からどうしても設置が困難という話があれば資格を取得した者が出向いて設置しているが、事業用設備ではないということで線引きを行いユーザに任せている。この方向性では誰に対して規制しているのかがやや疑問に感じる。たまたま量販店で買ったものを設置するのか、電気通信事業者が推奨しているものを設置するのかという利用者のニーズの違いがどう反映されるのかが不明確では

ないか。

→確かに誰が何を守るのかというのが不明確であり、それは明確になっていた方が良い。

利用者が販売店で買う場合と販売店が電気通信事業者に申し込んで送ってもらうような場合とでは利用者から見ると変わらない。

→どちらも利用者は選択できる。当社では当社が郵送したものについては設置のサポートを行っているというPRはしている。

→電気通信事業者からするとそういうPRを行い、利用者が十分納得して実施して下さいということの良いということか。

→検討しづらい内容ではあるが、17ページの方向性の①では、電気通信事業者が無線LANのような宅内設備も併せて提供しているような場合に、回線工事と同時に無線LANの設定をして欲しいという利用者からの要望があった際には工事担任者が行えばよく、利用者が無線LANを量販店で買ってくる場合には電気通信事業者は関係なくなるため②の事項にあたる。その際に利用者がセキュリティ設定が分からない場合には、なるべく専門家に協力してもらった方が良いことをPRするという方向で考えている。先ほどの話では、電気通信事業者が提供する無線LANについて利用者から設定をして欲しいという申出があれば、電気通信事業者が責任を持って提供することになり、①に相当するということになる。

- ・無線LANのセキュリティに対してはその重要性を考慮し、当社が提供するものについてはセキュリティに関して簡単な設定方法を導入したり、最近発売したものについてはデフォルトでセキュリティ設定がなされるようにしている。全体数からすると接続事業者がこのようなセキュリティ設定を合わせて行うような工事を行うことは比率的には多くない。市販品も多いため、方向性の③にあるような端末機器側の初期設定においてデフォルトとしてセキュリティ設定が担保されていることが利用者の利便性の向上に繋がるのではないかと。また普及の観点からも方向性の①にあるようにセキュリティが自動で設定されるような場合には、資格者を要することがないよう検討いただきたい。
- ・議論は単純ではないが、利用者から見れば安心・信頼できることに繋がる。利用者がセキュリティ設定が面倒と思って、設定がなされないと大変なことに繋がる。既に他人の家の無線LANを勝手に使って犯罪になった例がある。単に電気通信事業者だけでなく、端末メーカーや販売している者も含めて十分理解を得なければいけない。そのためにもできる範囲のところは十分考え、関連する分野の者と連携する必要がある。
- ・全体をとおして何か意見はあるか。(→特に意見なし)

(以上)